

## 登録記念物の制度について

### 1 記念物

記念物とは、次の（１）～（３）の文化財の総称です。

- （１） 貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で、わが国にとって歴史上または学術上価値の高いもの〔遺跡関係の記念物〕
- （２） 庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で、わが国にとって芸術上または観賞上価値の高いもの〔名勝地関係の記念物〕
- （３） 動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む）、植物（自生地を含む）および地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む）で、わが国にとって学術上価値の高いもの〔動物、植物および地質鉱物関係の記念物〕

### 2 登録文化財の制度

平成８年の文化財保護法改正により、従来の指定制度を補完する新しい保護手法として導入されたのが登録文化財の制度です。国と地方公共団体により指定されたもの以外の文化財を対象としています。保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを幅広く登録して、届出制と指導、助言、勧告を基本とするゆるやかな保護措置を講じることにより、所有者の自主的な保護を期待する制度です。

当初は有形文化財の建造物のみが対象とされましたが、平成17年４月の文化財保護法改正で、建造物以外の有形文化財、有形民俗文化財、記念物にも登録制度が拡充されました。

### 3 登録記念物〔名勝地関係〕の登録基準

登録の対象となるものは、庭園、公園その他の名勝地で、人文的名勝地については造成後50年を経過したもの、自然的名勝地については広く知られたもので、かつ、次のいずれかの基準に該当するものです。

- （１） 造園文化の発展に寄与しているもの
- （２） 時代を特徴づける造形をよく遺しているもの
- （３） 再現することが容易でないもの

### 4 県内の登録記念物

種別	名称・所在地	時代	所有者
名勝地関係	鶴舞公園 名古屋市昭和区鶴舞	明治 42 年	名古屋市
名勝地関係	旧林氏庭園 一宮市起字下町	昭和初期	一宮市